(平成27年3月23日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学グローカル戦略推進センター規程(以下「戦略推進センター規程」という。)第21条に基づき、ビジネス創造センター、国際交流センター及び教育開発センター(以下「現センター」という。)の小樽商科大学グローカル戦略推進センターへの移行に伴う経過措置(以下「経過措置」という。)は、この規程の定めるところによる。

# (各室の業務)

- 第2条 戦略推進センター規程第3条に基づき、教育プログラム開発室、グローカルマネジメント推進室、産学連携推進室が行う業務は次のとおりとする。
  - (1) 教育プログラム開発室の業務は、教育開発センターが行う。
  - (2) グローカルマネジメント推進室の業務は、グローカルマネジメント・プログラム に関する業務を除き、国際交流センターが行う。
  - (3) 産学連携推進室の業務は、ビジネス創造センターが行う。

(グローカルマネジメント・プログラムの運用)

- 第3条 グローカルマネジメント・プログラムの運用は、グローカルマネジメント・プログラム運営委員会をもって充てる。
  - 2 グローカルマネジメント・プログラム運営委員会の構成員は学長が指名する。

(文部科学省「地(知)の拠点整備事業」の運用)

第4条 文部科学省「地(知)の拠点整備事業」の運用は、COC推進本部会議をもって 充てる。

# (各室の室長等)

- 第5条 教育プログラム開発室,グローカルマネジメント推進室,産学連携推進室,研究マネジメント支援室(以下「各室」という。)の室長等は次のとおりとする。
  - (1) 教育プログラム開発室長は、教育開発センター長をもって充てる。
  - (2) グローカルマネジメント推進室長は、国際交流センター長をもって充てる。なお、 グローカルマネジメント・プログラムの責任者は、学長が指名する者をもって充てる。
  - (3) 産学連携推進室長は、ビジネス創造センター長をもって充てる。
  - (4) 研究マネジメント支援室長は、グローカル戦略推進センター長をもって充てる。
  - (5) センター専任教員は、現センターの専任教員をもって充てる。

## (各室運営会議)

- 第6条 各室運営会議は次のとおりとする。
  - (1) 教育プログラム開発室運営会議は,教育開発センター運営委員会をもって充てる。
  - (2) グローカルマネジメント推進室運営会議は、国際交流委員会をもって充てる。
  - (3) 産学連携推進室運営会議は、ビジネス創造センター運営会議をもって充てる。
  - (4) 研究マネジメント支援室運営会議は、研究推進会議をもって充てる。

## (研究マネジメント支援室における体制整備)

第7条 研究マネジメント支援室における支援体制は、経過措置期間において整備する。

#### (事務)

- 第8条 各室の事務は次のとおりとする。
- (1) 戦略推進会議に関する事務は、企画戦略課が行う。
- (2) 教育プログラム開発室に関する事務は、教務課が行う。
- (3) グローカルマネジメント推進室に関する事務は、教務課及び学生支援課が行う。
- (4) 産学連携推進室に関する事務は、学術情報課が行う。
- (5) 研究マネジメント支援室に関する事務は、学術情報課が各課室の協力を得て行う。

# (経過措置期間)

第9条 経過措置期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

# (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか,経過措置に関する必要な事項は将来構想委員会の議を経て、学長が決定する。

# 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。